

# 公の施設の指定管理者の選定について（報告）

令和4（2022）年6月  
国立市指定管理者選定委員会

# 目次

はじめに	2
1 くにたち未来共創拠点矢川プラスについて	
(1) 施設概要	3
(2) 施設の設置目的	3
(3) 休館日	3
(4) 開館時間	4
(5) 指定管理の対象施設	4
(6) 主な業務の内容	4
2 矢川プラスに関する検討について	
(1) 選定検討部会による検討結果	5
(2) 市の方針	5
(3) 選定委員会での検討内容	5
(4) 検討結果	5
3 選定検討部会でまとめられた矢川プラス指定管理者候補者選定基準	7
4 参考資料	
(1) 指定管理者選定委員会等開催経過	9
(2) 指定管理者選定委員会委員名簿	10

## はじめに

国立市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため設置されています。その役割は大別すると、次の事項となります。

- (1) 指定管理者の選定基準、導入手法、応募資格及び指定期間等について、各施設の指定管理者選定検討部会（以下「選定検討部会」という。）の報告を基に審査、検討を行うこと。
- (2) 指定管理者の候補者について審査すること。
- (3) 指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて行う管理業務の停止について審査すること。

この度、選定委員会は、国立市長から令和4年5月17日付け国政経発第123号に基づき、令和5（2023）年度から開設予定であるくにたち未来共創拠点矢川プラスについて、候補者を選定する場合における導入手法、指定期間、選定基準等について意見を求められました。これを受け、当委員会では、対象施設の選定検討部会からの報告及び対象施設の担当課職員へのヒアリングを基に検討を行い、本報告書を作成しました。

検討に当たっては、指定管理者制度の本来の在り方、施設の設置目的及び施設機能を踏まえ、国立市の公の施設の目的を達成するため管理運営をより良いものとするを念頭に検討を行いました。その中で、今回については、施設の設置目的、施設機能、地域で果たすべき役割等をそれぞれ考慮して、導入手法は特定選定としました。

今後、公の施設が国立市民の福祉向上のため有効に活用されることを期待し、以下のとおり検討結果について報告をします。

## 1 くにたち未来共創拠点矢川プラスについて

### (1) 施設概要

くにたち未来共創拠点矢川プラス（以下「矢川プラス」という。）は、東京都による都営矢川北アパートの建替事業に伴い生じる土地である「矢川公共用地」の活用計画に基づき、人口減少・超少子高齢社会に対応する次世代育成を核としたまちづくりの一環として、周辺の地域課題（高齢化の進展、にぎわいの創出等）を調査するとともに、施設機能やコンセプトについて、市民の方を中心に多くの意見を伺いながら検討を進めてきた国立市初の複合公共施設である。

名称	くにたち未来共創拠点矢川プラス
所在地	国立市富士見台4-17-65, 66
延床面積	約1,900㎡
構造	S造 地上2階
開設年月日	令和5（2023）年4月
施設内容	①児童館 330㎡ ②子育てひろば 230㎡ ③幼児教育センター 150㎡ ④多目的ルーム（スタジオ含む） 230㎡ ⑤共用部（エントランスホール、とおりの土間等） 960㎡ ⑥多目的ひろば（外構）（屋外スペース） 1,000㎡ ⑦その他（事務室、倉庫、廊下、トイレ等） 660㎡

### (2) 施設の設置目的

国立市では、「人間を大切にする」というまちづくりの理念の下、人と人とのつながりを大切にする国立市において、人々を取り巻く暮らしの環境が変化し、並びに超高齢社会及び人口減少社会が進展している状況に鑑み、子育て・子育ちを支援するとともに、子どもから高齢者までの多様な世代が集い、つながり、及び交わる拠点を創出することにより、次世代を担う子どもたちが主体的に生きていく力を育むとともに、人々の新たな関係性の構築及び世代間交流の推進並びに地域の活性化を図り、もって、まち全体に元気をもたらすため、矢川プラスを設置する。

### (3) 休館日

矢川プラスの休館日は、くにたち未来共創拠点矢川プラス条例（以下「条例」という。）第9条の規定により、下記のとおりとする。ただし、多目的ひろばについては、常時開放する。

- ① 毎月第1、第3木曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する祝日に当たるときは、市と協議の上別途設定する。

② 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

なお、上記①、②にかかわらず、市が臨時的に修繕又は点検等が必要と判断した場合及び特別な事情により施設を利用する必要が生じた場合には、団体又は個人の利用を制限又は臨時に休館する場合がある。

③矢川プラス各施設の休業日は下表のとおり（予定）

対象	休業日
①矢川児童館	検討中
②子育てひろば	木曜日及び年末年始
③幼児教育センター	土曜日、日曜日及び祝日
④多目的ルーム（スタジオ含む）	矢川プラスと同様
⑤共用部（エントランスホール・ とおりの土間）	矢川プラスと同様
⑥多目的ひろば（外構）	終日開放

#### （４） 開館時間

矢川プラスの開館時間は、条例第10条の規定により、午前9時から午後10時までとする。ただし、多目的ひろばについては、常時開放する。

矢川プラス各施設の開業時間は下表のとおり（予定）

対象	開業時間
①矢川児童館	検討中
②子育てひろば	9：00～17：00
③幼児教育センター	9：00～17：00
④多目的ルーム（スタジオ含む）	9：00～22：00
⑤共用部（エントランスホール・ とおりの土間）	9：00～22：00
⑥多目的ひろば（外構）	終日開放

#### （５） 指定管理の対象施設

指定管理の対象は、（１）施設概要のうち、①児童館を除くすべての施設。なお、①児童館については、国立市の運営となるが、利用者に影響を与えないよう、市と適切な連携を図るものとする。

#### （６） 主な業務の内容

- ・ 子育てひろば及び幼児教育センターの運営業務
- ・ 多目的ルーム（スタジオ含む）及び共用部（エントランスホール・  
とおりの土間）の利用受付等業務
- ・ 施設の維持管理業務
- ・ 矢川プラスで行う事業の実施及びコーディネート業務
- ・ その他庶務的業務等

## 2 矢川プラスに関する検討について

### (1) 選定検討部会による検討結果

選定検討部会は、市民委員3名、市職員8名の計11名で構成された。

管理運営方法について、直営と指定管理者による管理とを比較検討した結果、矢川プラスの設置目的が達成されるような事業が展開され、子どもから高齢者までの多様な世代が新たなにぎわいを創出し、共に学び合い、まちの未来を創造する拠点となるためには、行政の枠組みにとどまらない柔軟な施設運営が行われるべきと判断し、指定管理者による管理を導入することとした。

導入手法については、指定管理者制度の本来の在り方が公募であることを認識しながらも、市では矢川プラスの機能等を検討する中で、くにたち子どもの夢・未来事業団を運営者の一つとして想定してきたこと、幼児教育推進のための高度な見識や市、市内学校法人、社会福祉法人等との連携体制を必要とすること、都有地に整備する施設であることから収益性の高い事業には制約があり、指定管理者の候補として民間事業者の優位性が比較的低いと考えられること等から、社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団に特定選定とした。

指定期間については、他の施設同様5年を標準とし、建物竣工から矢川プラス開業までの5か月間を準備期間として加えた5年5か月とした。

選定基準については、「3 選定検討部会でまとめられた矢川プラス指定管理者候補者選定基準」のとおりとした。

### (2) 市の方針

導入手法、選定期間及び選定基準のいずれについても、選定検討部会の原案どおりとした。

### (3) 選定委員会での検討内容

選定委員会での検討に当たっては、検討部会からの報告書等を基に、施設所管課担当者にヒアリングを実施し、導入手法、指定期間、選定基準について、(4)検討結果のとおり集約を行った。

なお、施設が適切に管理運営されるよう、次の選定段階では、選定基準をもとに、より詳細な審査を行うこととする。

### (4) 検討結果

#### ア 導入手法

社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団に特定選定とする。

イ 指定期間

5年5か月とする。

ウ 選定基準

選定検討部会において取りまとめられた矢川プラス指定管理者候補者選定基準から「エ 付帯事項」のとおり修正するよう求める。

エ 付帯事項

- ・ 矢川プラスは「子ども」「高齢者」「にぎわい」の要素を求めているため、これらに対する取組等を評価できる要素を選定基準に反映されたい。
- ・ 指定管理者の実績等を次年度の指定管理料に反映させるなど、インセンティブの仕組みについて検討されたい。
- ・ 指定管理者の指定を受けようとする法人から提出される事業計画書等において、「子ども」「高齢者」「にぎわい」に関する具体的な事業や考え方、方向性等を示されたい。
- ・ 矢川プラスで行う業務・事業について、実現するための組織・人員体制・会計組織や達成目標等を事業計画書等において明示されたい。
- ・ 仕様書において、指定管理者が行うべき業務・事業をより明確にされたい。

### 3 選定検討部会でまとめられた矢川プラス指定管理者候補者選定基準

審査項目	評価の観点	評価
1. 管理運営における基本方針	<b>【運営方針】</b> ・管理運営方針は施設の設置目的に合致しているか	等
	<b>【コンプライアンス】</b> ・遵守すべき法令等を特定しているか	等
2. 公平な利用の確保	<b>【利用者への対応】</b> ・ソーシャルインクルージョンの視点をもった利用者対応が心掛けられているか ・利用者ニーズに沿ったサービスの提供を行う具体的な仕組みはあるか ・接遇マニュアル策定の検討は行われているか	等
3. 設置目的に適合する利用促進	<b>【広報】</b> ・施設・事業案内に関する情報を幅広く周知する仕組みが設けられているか ・利用拡大に向けた広報計画が策定されているか ・SNS やホームページの積極的な活用が計画されているか	等
	<b>【利用者意見】</b> ・苦情対応マニュアル策定の検討は行われているか ・利用者の苦情や要望等を適切に把握し、改善や解決につながる具体的な仕組みを有しているか	等
	<b>【連携】</b> ・地域、関係機関、ボランティア等の関係団体との連携が計画されているか	等
4. 適切な会計管理	・指定管理料の適正執行に関する監査等の実施は計画されているか ・経理事務における内部チェックの仕組みは標準化されているか ・財政基盤（経営・収支）は安定しているか	等
5. 管理経費の縮減方策	・物品購入契約等に関する、入札（見積比較等）は実施されているか ・積算根拠を明確にした予算書等の作成は実施されているか ・具体的な経費削減（又は歳入増加）の取組みは実施されているか	等
6. 職員体制及び研修	<b>【職員体制】</b> ・適正な職員配置計画となっているか ・職員への指導育成体制は計画されているか	等



体制	<b>【研修体制】</b> ・職員研修計画の策定を検討しているか	等
7. 個人情報保護及び情報公開	・個人情報の漏洩、滅失、き損及び改ざんの防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置が講じられているか ・個人情報に係る研修は計画されているか ・情報公開の取り組みは適切か	等
8. 安心・安全の確保	<b>【安心・安全の体制】</b> ・多世代にわたる利用者の安全性確保への配慮はなされているか ・多様な利用者の安全性確保への配慮はなされているか ・事故防止に向けた取り組みは検討されているか ・緊急連絡体制の構築は検討されているか	等
	<b>【緊急時対応】</b> ・多様な利用者に対する「緊急時対応マニュアル」作成が予定されているか ・災害用備品・備蓄品の設置が計画されているか	等
9. 施設・設備の維持管理	<b>【施設・設備】</b> ・施設・設備の日常的な保守点検リストの策定が計画されているか ・定期的な保守点検計画を策定予定はあるか	等
	<b>【備品】</b> ・備品台帳の策定等、備品の適切な管理が図られているか ・安全性のチェック等、備品点検の仕組みはあるか	等
	<b>【衛生管理】</b> ・施設を清潔に保つための清掃業務が計画されているか ・適切な感染症対策が計画されているか	等
10. 設置目的に適合する自主事業の提案等	・矢川プラスの設置目的に適合した自主事業の提案がなされているか ・新たなサービス展開に向けた提案等はなされているか	等

## 4 参考資料

### (1) 指定管理者選定委員会等開催経過

令和3年8月～ 令和3年9月	【国立市指定管理者選定検討部会の設置・開催】 指定管理者選定検討部会を立ち上げ、指定管理者による管理運営を行うことの是非を検討
令和3年10月12日	【令和3年度第4回国立市行財政健全化推進本部の開催】 指定管理者選定検討部会からの報告を踏まえて、矢川プラスについては指定管理者による管理運営を行うことを決定
令和3年10月～ 令和4年4月	【国立市指定管理者選定検討部会の開催】 引き続き、指定管理者選定検討部会において指定管理者の導入手法、指定期間、選定基準等を検討
令和4年4月27日	【令和4年度第1回国立市行財政健全化推進本部の開催】 指定管理者選定検討部会からの報告を踏まえて、方向性について市の考え方を集約
令和4年5月24日	【令和4年度第1回国立市指定管理者選定委員会の開催】 市で集約した導入手法、指定期間、選定基準等に対し、委員から意見を聴取

(2) 指定管理者選定委員会委員名簿

(敬称略)

令和4年5月24日現在

氏名	委員区分	備考
竹内 光博	副市長	委員長
宮崎 宏一	政策経営部長	副委員長
山重 慎二	学識経験者委員	
河合 敬則	学識経験者委員	
市岡 一彦	市民委員	
秦 和壽	市民委員	
長田 保	市民委員	
大川 潤一	健康福祉部長	
松葉 篤	子ども家庭部長	
黒澤 重徳	生活環境部長	
北村 敦	都市整備部長	
橋本 祐幸	教育次長	